

## 第 5 回検討会を踏まえた質問・確認事項への法務省回答

### <質問・確認事項>

1. 定款認証の合理化について、今般の検討の趣旨を踏まえた事務局案を上回る改善案の提出

- ① 迅速な会社設立を実現するため、株式会社の電子定款（委任状等の添付書類も含め電子署名されたもの）の認証については、囑託人が希望した場合には 24 時間以内に行う。
- ② 上記の定款認証における公証人の面前での手続は、スマートフォン等のデバイスを通じて音声及び画像を双方向でやりとりする手段によって行うことを可能とする。
- ③ ②による面前確認が行われる場合には、認証済み定款のデータのやりとりも含めた付随的な手続についても全てオンラインで行い、役場に出頭せずに行うことを可能とする。

### 【定款認証の実務】

2. 公証人が定款認証業務において使用するチェックリストや業務マニュアルの提出（以下の内容を含む）

- ▷ 会社法等の法律への適合性審査の際に、定款中チェックする項目
  - ▷ 上記のうち、公証人でないと判断が困難と考えられる項目およびその理由
- チェックリストや業務マニュアルは存在しない。

定款認証において公証人が行うべきことは、法定されており、また、会社法等との適法性審査についても、会社法の規定及び解釈に基づいて行うものである。すなわち、定款認証業務は、チェックリストに従い形式的に審査を行うというものではなく、法令の深い理解と定款の文言の解釈に基づいて行われるものであるため、チェックリストや業務マニュアルという発想に馴染まない。なお、法令を深く理解するための会社法等に関する良質な専門書は多数存在する。

定款認証における、真正性の確認、真意の確認、適法性の確認は、いずれも、中立的でかつ高度な職業倫理と専門性を有する公証人による判断に馴染むものである。

3. 登記官が法人登記業務において使用するチェックリストや業務マニュアルの提出

チェックリストや業務マニュアルは存在しない。参考までに、東京法務局民事行政部法人登記部門において作成した執務参考資料を提出する。

登記官は、会社法、商業登記法等の関係法令の規定や通達等に基づき、登記すべき事項に無効原因等がないことを確認した上で登記を実行する必要がある。そのため、登記の審査には会社法等の関係法令の十分な理解と多くの通達等の

把握が必要であり、定型的なチェックリストや業務マニュアルに従うのでは、過誤登記を招きかねない。

提出する執務参考資料についても、発起設立・取締役会設置会社を例に基本的な注意事項を記載しているものにすぎず、これ以外の類型の設立登記等については、関係法令及び通達等に基づき、場合によっては市販の参考図書等も参考の上、審査を行っている。

※ チェックリストの利用は、一見効率的に見えるが、チェックリストのチェックになってしまい、かえって実体的な審査がおろそかになるおそれ（弊害）がある。商業登記の審査のようにバリエーションが多い業務にはチェックリストや画一的なマニュアルは不向きであり、経験豊富な登記官の知見に基づき登記が実行されている。

### 【個別論点】

#### 4. 原始定款の保存

- ・ 電子文書の場合、原本と写しは全く同じ情報を持っており、電子署名等があればいずれも非改ざん性も確認できると考えられるが、
  - ▷ 電子定款の電子ファイル原本と複製した電子ファイルについて、内容の区別はあるか。当該電子ファイルが保存されていれば、制度目的（原始定款の保存）を充足するのではないか。

電子署名された電子文書について、紙の文書における原本と写しの議論がそのまま当てはまるわけではないが、定款認証制度の下で認証を行う公証人が認証したデータを保存するのと、認証制度がなく、発起人が作成した電子定款のデータを別の機関が保存するのでは、保存期間等の点において差異が生じると考えられ、制度目的は充足できない。

#### 5. 真正性の確認

- ・ 代理人申請の場合、発起人本人の意思については代理人を通じて電子署名がある委任状で確認している。代理人から「この委任状は発起人本人が作成したものだ」と面前で確認できても、その代理人が本人から委任を受けたかどうかは、公証人は委任状で判断するしかない。この点において、いずれも本人に対して面前確認が行われておらず、電子定款の電子署名に基づく本人確認と、電子署名がある委任状をもった代理人の面前での本人確認では、なりすまし防止等の安全性等は同等なのではないか。

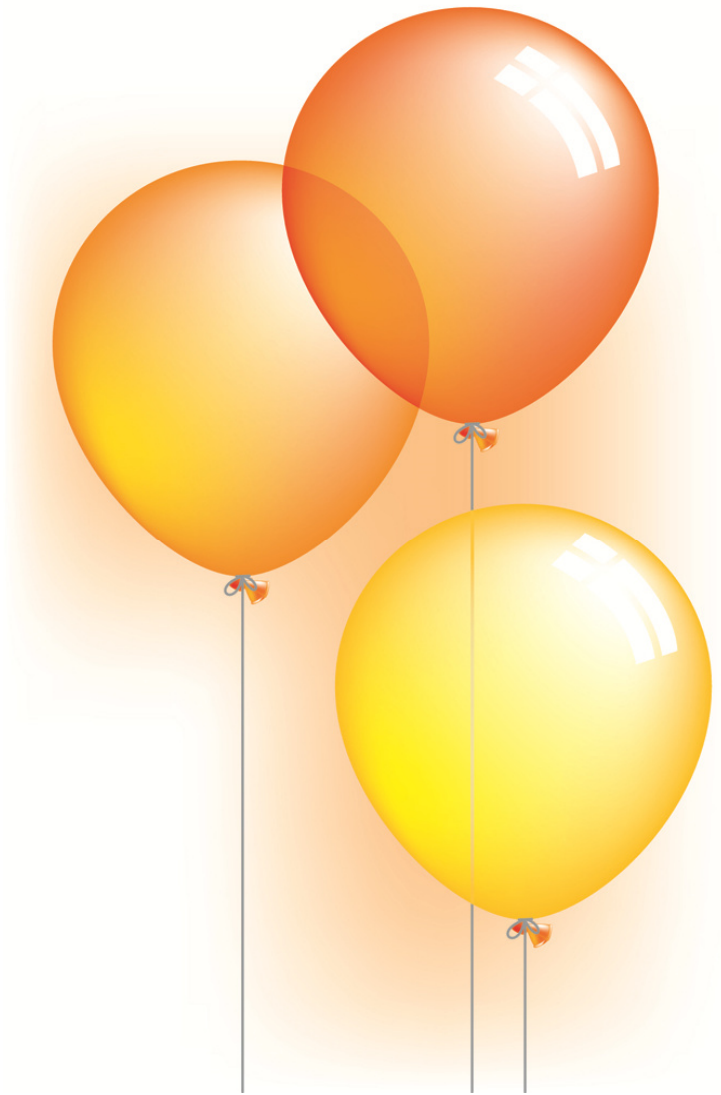
公証人は、代理人の面前確認をする際に、委任者から委任を受けていること及びその委任内容についての委任者の真意を代理人に対して確認しており、委任状のみによって代理人の作成権限を確認しているわけではない。すなわ

ち、委任者が委任していることについて、委任状に加えて、代理人との直接のやりとりによっても確認している。また、代理人の本人確認が行われることにより、不正があった場合には、不正に関与した代理人が特定されることになり、事後的な不正の追跡が容易になる。これらの点において、成りすまし防止等の安全性は更に高まっており、電子署名のみによる確認とは異なる。

- 代理人は本人の面前確認を代替できないのではないか。代理人が公証人と同水準の本人確認を行うことは求められておらず、代理人申請が認められている以上、本人の面前確認は不要ではないか。

前述のとおり、電子署名のみによる確認ではなく、代理人との直接のやりとりが加わることにより、成りすまし防止等の安全性は高まっている。

## 第2章 商業登記の審査



## 小目次

第1	商業登記の審査における注意事項	31
第2	各種の登記申請書のチェックポイント	
1	設立登記	
(1)	非公開会社の設立フローチャート	38
(2)	設立登記（発起設立・取締役会設置会社の場合）	39
2	役員変更登記	
(1)	非公開会社の役員変更登記フローチャート	63
(2)	役員変更登記（取締役会設置会社）	66
(3)	役員変更登記（取締役の互選により代表取締役を選定する場合）	82
(4)	役員変更登記（取締役が各自会社を代表する場合）	92
(5)	役員変更登記（取締役1名の会社において取締役が変更する場合）	101
3	資本の変更登記	
(1)	募集株式の発行（第三者割当，非公開会社の場合）フローチャート	111
(2)	募集株式の発行（第三者割当，公開会社の場合）フローチャート	112
(3)	募集株式の発行（株主割当（公開会社・非公開会社）の場合） フローチャート	113
(4)	募集株式の発行による資本の変更登記（第三者割当）	114
(5)	資本金の額の減少による資本の変更登記	140

## 第1 商業登記の審査における注意事項

### 会社の特定に誤りがないか！？

申請書に記載された会社の商号・本店と、調査票記載の商号・本店は、必ず確認しよう。企業グループでは、同一本店所在場所で類似した商号で登記をしているケースがあるため、要注意。

また、設立登記で書面申請の場合には、受付担当者が商号・本店の入力を誤ると、誤った商号・本店が受付帳に反映されてしまうので、誤って受付入力をしたまま校合を完了することのないように注意する。そこで、調査担当者は、記入をする前に必ず修正をしよう。

### 「株式の譲渡制限に関する規定」を確認しよう！

公開会社か非公開会社かの確認は、代表取締役の選定機関や募集株式の発行の際の募集事項の決議機関が異なるなど多くの場面で必要となる。調査担当者は、調査票2から「株式の譲渡制限に関する規定」を設けているか否かを確認し、調査票1の余白部分に大きく鉛筆書きで「公開」あるいは「非公開」と記載しておこう。

### 会社の機関設計を確認しよう！

株式の譲渡制限規定の有無と同様に重要なのが、会社の機関設計の確認である。取締役会を設置しているか否かによって、添付する議事録が異なる。また、就任承諾書に添付する市区町村長作成の印鑑証明書が必要となるか否かが異なる。

調査票1の(注)には、会社の機関設計に関する情報が記載されているので、必ず確認しよう。また、この部分には、電子証明書の交付状況、債権・動産概要ファイルの情報、解散の事由や存続期間等の内容も記載されているので、要注意。

### 電子証明書の通知の要否を確認しよう！

電子証明書の登記事項は、会社であれば商号・本店・代表者の氏名(商登規33条の5,同9条1項)であり、これらの事項に変更が生じる登記申請があったときには、電子認証登記所にその旨を通知しなければならない(商登規33条の12)。

電子証明書の失効の要否は、受付時に入力を行うが、調査担当者は「電子証明書失効手続中指示一覧」により失効の要否入力に誤りがないかを確認しよう。

### 確認した事項はチェックしておこう！

調査担当者は、添付書類及び調査票の確認した項目や重要事項には、登記申請書及び調査票に鉛筆でレ点等のチェックマークを付けよう。また、調査後の各担当者が確認し易いように、注意すべき部分には付せん等で注意を促そう。

さらに、照合を要する印影を確認した場合には、申請書及び添付書類中野当該部分に「OK」等の記載をしよう。

### 記入担当者への指示は的確に！

東京法務局における商業登記申請書の調査後においては、『登記事務担当者の執務指針』及び『不動産登記及び商業法人登記の調査担当者による注意書き事例集』(資料3)を参照し、記入担当者に対して分かり易い指示を心掛けよう。

調 査 票 1 ( 商 業 ・ 法 人 登 記 )

受付年月日 平成 年 月 日  
 受付番号 申請 -

会社種別 株式会社  
 商号・名称 ABC商事株式会社

本店・事務所 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

会社法人等番号 - 0 1 - 0 0 0 4 6 4 9

登記の種類 受付番号 1 役員及び代表に関する変更

申請書に貼付された受付シールと確認!

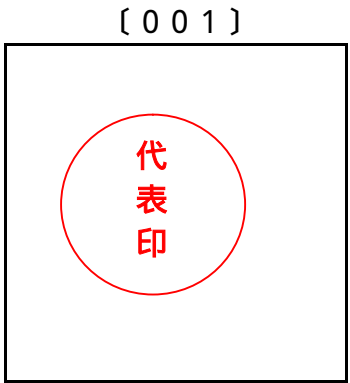
申請書記載の商号・本店と必ず確認するのだ!

登記の種類が正しく入力されているか確認!

電子証明書の交付状況はここにしか出ないのだ! 「失効させる・させない」を要確認なのだ!

(注) この会社等には電子証明書が交付されている者がいます。  
 会社の状態に関する登記があります。内容は、次の通りです。  
 取締役会設置会社に関する事項 監査役設置会社に関する事項  
 会計監査人設置会社に関する事項  
 当会社法人には、債権概要ファイルが存在します。本店管外移転、合併、  
 組織変更の場合には、移送または移記が必要です。

会社の機関設計や解散の事由等の情報はここに記載されるのだ! 必ずチェックなのだ!



申請書, 委任状, 代表者の選定に係る議事録の印影と照合!

申請書・委任状記載の代表取締役氏名と必ず確認!

印鑑カード番号 [ - 0 0 0 1 2 3 4 ]

0 0 1	1	東京都千代田区九段南一丁目1番15号	昭和 年 月 日生
	代表取締役	法 務 花 子	平成 年 月 日提出

## 調 査 票 2 (商業・法人登記)

受付番号 商業 - 受付 -

## A B C 商事株式会社

会社法人等番号	- 0 1 - 0 0 0 4 6 4 9		
商 号	1 A B C 商事株式会社		
本 店	1 東京都千代田区九段南一丁目1番15号		
公告をする方法	1 官報に掲載する方法により行う		
会社成立の年月日	1 平成12年5月18日		
目 的	1 1. の製造及び販売 2. に関する業務 3. に関するコンサルタント業 4. 前各号に附帯する一切の業務		
発行可能株式総数	1 4万8000株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	1 発行済株式の総数 2万株		
資本金の額	1 金1000万円		
株式の譲渡制限に 関する規定	1 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	1	2 取締役 法 務 花 子	平成 年 6月30日重任 ----- 平成 年 7月 4日登記
	2	2 取締役 法 務 花 子	平成 年 6月30日重任 ----- 平成 年 7月 4日登記
	3	1 取締役 法 務 次 郎	平成 年10月15日就任 ----- 平成 年10月18日登記



	1 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 代表取締役	2 法務花子	平成 年 6月30日重任 ----- 平成 年 7月 4日登記
	2 監査役	1 法務三郎	平成 年 6月30日就任 ----- 平成 年 7月 4日登記
	1 会計監査人	1 有限責任監査法人	平成 年 6月30日重任 ----- 平成 年 7月 4日登記
取締役会設置会社 に関する事項	1 取締役会設置会社		会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで。取締役の重任登記の際に、申請人が会計監査人の重任登記を失念している場合もあるので、確認しよう！
監査役設置会社 に関する事項	1 監査役設置会社		会社の機関設計(取締役会設置会社か非設置会社かにより代表取締役の選定機関が異なる。)について確認！
会計監査人設置 会社に関する事項	1 会計監査人設置会社		平成 年 6月28日設定 ----- 平成 年 7月 7日登記
登記記録に関する 事項	1 平成 年 月 日東京都 区 町 丁目 番号から本店移転 平成 年 月 日登記		

管轄外登記所から本店移転をしている場合に、従前の登記の内容を確認したい場合には、システムで閉鎖事項証明書を発行しよう。また、受付時に発行される調査票は原則として現在事項内容となっているので、履歴事項を確認したい場合には、システムの「調査票2再出力」で確認するのだ！

調 査 票 1 ( 商 業 ・ 法 人 登 記 )

受付年月日 平成 年 月 日  
 受付番号 申請 -

会社種別 株式会社  
 商号・名称 ABC商事株式会社

本店・事務所 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

会社法人等番号 - 0 1 - 0 0 0 4 6 4 9

登記の種類 受付番号 1 資本金の額の増加

申請書に貼付された受付  
シールと確認!

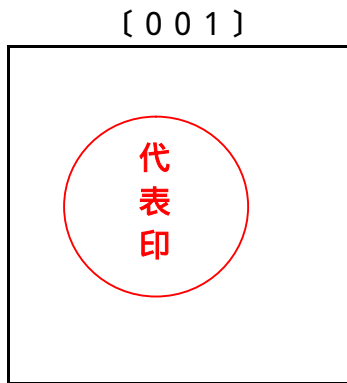
申請書記載の商号・本店  
と必ず確認するのだ!

登記の種類が正しく入力  
されているか確認!

資本金の額の増加は自動判定  
(失効しない)なのだ!

(注) この会社等には電子証明書が交付されている者がいます。  
 会社の状態に関する登記があります。内容は、次の通りです。  
 取締役会設置会社に関する事項 監査役設置会社に関する事項  
 会計監査人設置会社に関する事項  
 当会社法人には、債権概要ファイルが存在します。本店管外移転、合併、  
 組織変更の場合には、移送または移記が必要です。

会社の機関設計や解散の事由等の情報はここ  
に記載されるのだ! 必ずチェックなのだ!



申請書, 委任状, 代表者の選定に係る議事録  
の印影と照合!

申請書・委任状記載の代表取締役氏名と必ず  
確認!

印鑑カード番号 [ - 0 0 0 1 2 3 4 ]

0 0 1	1	東京都千代田区九段南一丁目1番15号	昭和 年 月 日生
		代表取締役 法務花子	平成 年 月 日提出

## 調 査 票 2 (商業・法人登記)

受付番号 商業 - 受付 -

## A B C 商事株式会社

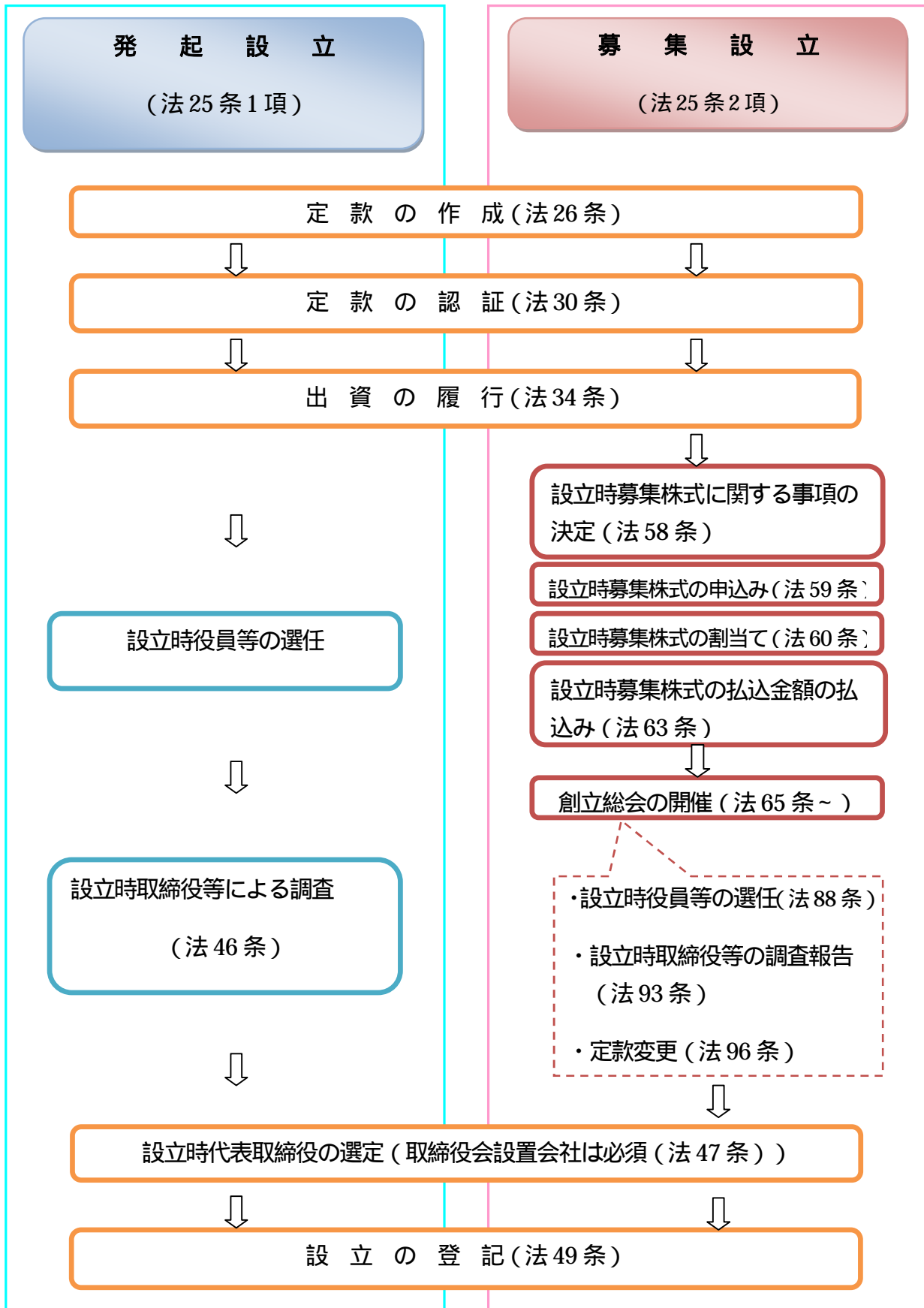
会社法人等番号	- 0 1 - 0 0 0 4 6 4 9	
商 号	1 A B C 商事株式会社	
本 店	1 東京都千代田区九段南一丁目1番15号	
公告をする方法	1 官報に掲載する方法により行う	
会社成立の年月日	1 平成12年5月18日	
目 的	1 1. の製造及び販売 2. に関する業務 3. に関するコンサルタント業 4. 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	1 4万8000株	募集株式の発行の場合に、この発行可能株式総数を超えること(枠外発行)がないか確認!
発行済株式の総数 並びに種類及び数	1 発行済株式の総数 2万株	
資本金の額	1 金1000万円	公開会社か非公開会社かにより募集事項等の決定機関が異なるので、株式の譲渡制限規定が登記されているか否かを確認しよう!
株式の譲渡制限に関する規定	1 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項 添付書類記載の役員名と確認!	1 取締役	2 法 務 花 子 平成 年 6月30日重任 ----- 平成 年 7月 4日登記
	2 取締役	2 法 務 花 子 平成 年 6月30日重任 ----- 平成 年 7月 4日登記
	3 取締役	1 法 務 次 郎 平成 年10月15日就任 ----- 平成 年10月18日登記

添付書類記載の役員名と確認!	1 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 代表取締役	2 法務花子	平成 年 6月30日重任 ----- 平成 年 7月 4日登記
	2 監査役	1 法務三郎	平成 年 6月30日就任 ----- 平成 年 7月 4日登記
取締役会設置会社に関する事項	1 取締役会設置会社 会社の機関設計(取締役会設置会社か非設置会社かにより決定機関が異なる。)について確認! 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記		
監査役設置会社に関する事項	1 監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記		
登記記録に関する事項	1 平成元年法務省令第15号附則第3号の規定により 平成 年 月 日移記		

## 第2 各種の登記申請書のチェックポイント

### 1 設立登記

#### (1) 非公開株式会社の設立フローチャート（基本パターン）



## (2) 設立登記(発起設立・取締役会設置会社の場合)

### 株式会社設立登記申請書

同一商号・同一本店の株式会社がないか商号検索により確認。

商登法27条

1. 商号

A B C 商事株式会社

商業登記法上、記載する規定はないけど、会社を特定する必要があるために記載する。定款等の記載の商号・本店と必ず確認!

1. 本店

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

調査報告書が添付されている場合は調査終了日より遅い日を記載する。調査報告書が添付されていない場合は、添付書面から判明する個別の手續の最も遅い日より遅い日を記載する。

1. 登記の事由

平成 年 月 日発起設立の手續終了

商登法17条2項3号

1. 登記すべき事項

別添C D - Rのとおり

商登法17条2項4号

CD-R, CD-ROM, DVD-R, DVD-ROMは、ウイルスチェック後にプリントアウト。CD-R等に受付日、受付番号を記載する。プリントアウトし、受付日、受付番号、作成日、確認者として担当者及び登記官がそれぞれ押印し申請書に綴り込む(商登規9条の7各項、商登準則14条の2各項)。なお、「別添のとおり(CD添付)」と記載されている場合は、CD等は補助媒体であり、プリントアウトしたものが申請書と契印されているか、これと登記官がプリントアウトしたものと内容(CD-R等と申請書に添付したものの内容)が同じであることを確認。返却希望のあるCD-R等は返却しても差し支えない(平21.3.16民商第432号法務省民事局長通達、平21.3.16民商第433号法務省民事局商事課長通知(資料1))。

H28.3.1からは、FDは廃止され、DVDはOKになったのだ!(商登規36条2項、同33条の6第4項)

1. 課税標準金額 金1000万円

資本金の額が記載されているか確認。この金額が1万円未満の場合、システムへの課税標準の入力は1万円とすること!

1. 登録免許税

金15万円

登免税9条(別表一)24(一)イ

1. 添付書類

商登法18条, 47条, 規則61条2項

定款	1通
(発起人の同意書	1通)
設立時取締役, 設立時監査役選任及び本店所在場所決議書	1通
設立時代表取締役を選定したことを証する書面	1通
設立時取締役, 設立時代表取締役及び設立時監査役の就任承諾書	通
印鑑証明書	1通
本人確認証明書	通
(設立時取締役及び設立時監査役の調査報告書及びその附属書類	1通)
払込みを証する書面	1通

(資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書  
委任状

1通)  
1通

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日

商登法17条2項7号

申請日の記載が誤っていても補正の対象とはならない(商登準則50条2項)。

申請人 東京都千代田区九段南一丁目1番15号  
ABC商事株式会社

商登法17条2項1号

代表取締役 東京都千代田区九段南一丁目1番1号  
法務 太郎

商登法17条2項1号  
商登準則46条1項

代理人 東京都千代田区九段北一丁目1番1号  
東京 書士

商登法17条2項2号

印

東京法務局 支局 御中

商登法17条2項8号

契  
印

出張所

管轄登記所の記載が誤っていても補正の対象とはならない(商登準則50条2項)。

申請書が2枚以上でなるときは、つづり目に申請印で  
契印されているかを確認。

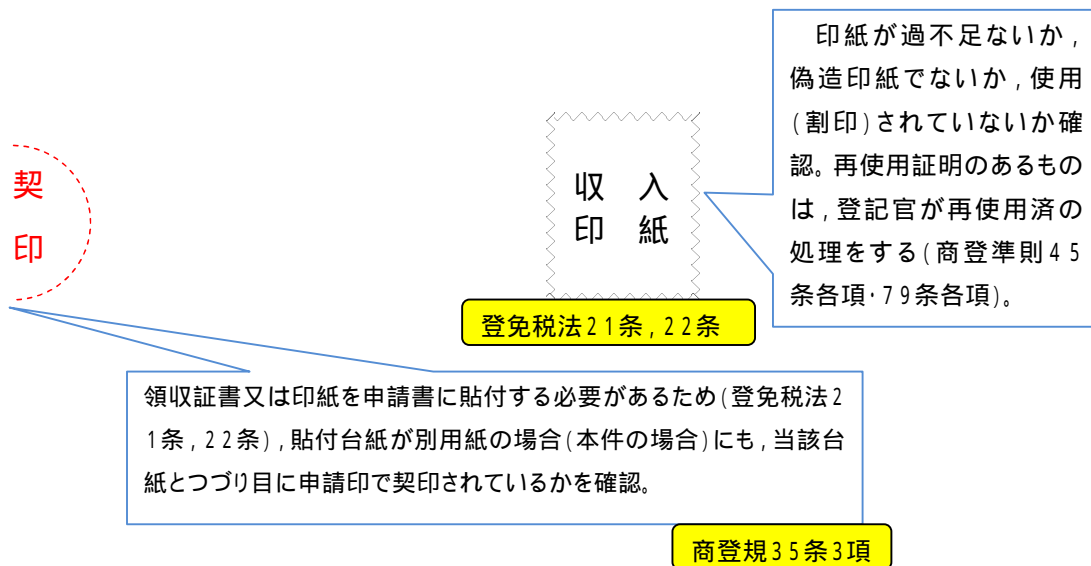
商登規35条3項

### 調査担当者の留意事項等

東京法務局における調査担当者は、「登記事務担当者の執務指針」(平成28年4月第6版)、「不動産登記及び商業登記の調査担当者による注意書き事例集」(平成28年4月第4版)(資料3)を参照し、記入担当者に対して、分かりやすい指示を心掛けて調査を行う。また、登記申請書の補正事件の取扱いは、商登準則50条各項及び平成15.3.27付け2不登第93号東京法務局民事行政部長依命通知により取り扱う(資料4)。

特に、商登法24条各号に規定する却下事由に該当しないときは、補正の対象としないこととされ、却下事由に該当するときであっても、添付書面(公務員が職務上作成したものに限り。)により補正すべき内容が明らかなきは、補正の対象としないこととされているので調査に当たって留意が必要(商登準則50条2項)。

## 収入印紙貼付台紙



### ~「契印」と「割印」って違うの?~

「契印」とは、一つの書類が数枚の枚数の紙からなる場合、あるいは数個の書類を一つの書類として用いる場合に、それらが一つのまとまりをもっていることを証するため、つづり目にかけて印を押すことです。

これに対し、数個の書類が相互に関連性を有する場合、このことを証するために両書類にまたがって印を押すことを「割印」と呼んでいます(民法施行法6条1項)



添付されている電磁的記録媒体の内容を印刷したもの

法911条3項各号  
商登規48条

「商号」ABC商事株式会社  
「本店」東京都千代田区九段南一丁目1番15号  
「公告をする方法」官報に掲載してする。  
「目的」

登記すべき事項のチェックは、定款、その他添付書類に記載されている事項との一致を確認。特に取締役会設置会社、監査役設置会社にも関わらず、記載を遺漏している例が散見されるので注意を要する。

1 の製造販売  
2 の売買  
3 前各号に附帯する一切の事業  
「発行可能株式総数」800株  
「発行済株式の総数」200株  
「資本金の額」金1000万円  
「株式の譲渡制限に関する規定」

法911条3項12号の新株予約権については、新設型組織再編による設立(新設合併、新設分割、株式移転)の場合のみ登記事項となる。

当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

「株券を発行する旨の定め」

当会社は株券を発行する。

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務太郎

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務一郎

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務次郎

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」東京都千代田区九段南一丁目1番1号

「氏名」法務太郎

「役員に関する事項」

「資格」監査役

「氏名」法務花子

「役員に関する事項」

「資格」監査役の監査の範囲に関する事項

「役員に関するその他の事項」

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある

「取締役会設置会社に関する事項」

取締役会設置会社

「監査役設置会社に関する事項」

監査役設置会社

「登記記録に関する事項」設立

代表取締役の1名以上は日本に住所を有する者でなければならない(昭59.9.26民事四第4974号回答(資料5))取扱いは、廃止された(平27.3.16法務省民商29号民事局商事課長通知)。

登規すべき事項が、「別添CD-Rのとおり」等となっているときはこの印判を忘れないでね!

電磁的記録に代わる書面

受付年月日	/ /
受付番号	第 号
作成日	/ /
確認者	

登記に関連する条文について吹き出しを入れ注意喚起をしている。

## A B C 商事株式会社定款

### 第1章 総則

商号として使用可能な文字か、名称使用制限に触れていないか確認。会社の種類を示す文字を入れる位置についての制限はないので、「株式会社」というように中間に入れることも可能。

法6条, 27条2号, 商登規50条1項

平14.7.31民商第1841号法務省民事局商事課長通知(資料6)

#### (商号)

第1条 当社は、A B C 商事株式会社と称する。

#### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 の製造販売
- 2 の売買
- 3 前各号に附帯する一切の事業

法27条1号

具体性については必要ないが、明確性、適法性、営利性については審査を要する。(執務資料(東京法務局作成)「会社」目的、参考事例集(平成15年10月1日作成)参照)

#### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

法27条3号

最小行政区画までしか定められていない場合は、発起人の過半数の決定による本店所在場所決議書に、所在場所が定められていることを確認。

#### (公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

定められていないときは、登記すべき事項の記載が「官報に掲載してする」となっているか確認。電子公告の方法によると定められているとき、ウェブページのURLが定款に定められていなくても差し支えない。このURLの決定は発起人の過半数の一致は要せず、発起人代表の適宜の決定で足りる。URLに係る添付書類は要しないが、代理人による申請の場合は委任状にURLを記載する。

法911条3項28・29号

## 第2章 株式

#### (発行可能株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、800株とする。

定められていないときは、発起人全員の同意書によって定められていることを確認。公開会社の場合は、発行済株式の数は発行可能株式総数の4分の1を下ることはできない。非公開会社の場合は制限なし。発行可能株式総数は、定款の認証後であっても、会社成立の時までに、発起人の全員の同意により変更可能。この場合、変更定款につき公証人の認証は不要。

法30条2項, 37条各項

#### (株券)

第6条 当社は、株券を発行する。

会社法は株券不発行が原則。但し、定款に株券を発行する旨を定めることができ、株券発行会社である旨を登記しなければならないものとしている。

法214条, 911条3項10号

- 2 当社の株券は、1株券、10株券、50株券及び100株券の4種類とする。

#### (株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、当社の承認を受けなければならない。

- 2 当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には、当社が承

認したものとみなす。

- 3 取締役会が前項の承認をしない場合には、代表取締役は指定買取人を定めることができる。

承認機関については原則取締役会が設置されている会社は取締役会、それ以外の会社は株主総会だが、他の機関を承認機関とすることもできる。上記1項2項は登記事項だが、7条3項は登記事項にはならない。

法107条2項1号,法139条1項

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(募集株式の発行)

第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

#### (議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

#### (決議)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

### 第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

#### (取締役会の設置)

第19条 当会社に取締役会を設置する。

公開会社、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である場合には取締役会を置く旨の定めがあるかを確認。これ以外の場合にも登記すべき事項として取締役会設置会社である旨の記載があるときは、この定めがあるかを確認。

法326条2項、327条1項

#### (監査役を設置)

第20条 当会社に監査役を置く。

取締役会設置会社(委員会等設置会社及び公開会社でない会計参与設置会社を除く。)及び会計監査人設置会社(委員会等設置会社を除く。)である場合には監査役を置く旨の定めがあるかを確認。これ以外の場合にも監査等委員会設置会社、委員会等設置会社を除き、登記すべき事項として監査役設置会社である旨の記載があるときは、この定めがあるかを確認。

法326条2項、327条2項

#### (取締役及び監査役の員数)

第21条 当会社の取締役は10名以内、監査役は2名以内とする。

法定員数を満たしているか、登記すべき事項として記載されている取締役、監査役の員数が定款違反となっていないかを確認。

法331条4項

(取締役及び監査役の選任)

第22条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第23条 取締役の任期はその選任後2年以内、監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当社は、社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

2 社長は、当社を代表する。

3 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

登記すべき事項として記載されている代表取締役の員数が定款違反となっていないか確認。

(業務執行)

第26条 社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(監査の範囲)

第27条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(報酬及び退職慰労金)

第28条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第30条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

(中間配当)

第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載された

株主又は質権者に対し、中間配当をすることができる。

## 第6章 附 則

定款の絶対的記載事項であり、定められているか確認。

(設立に際して出資される財産の価額)

法27条4号

第32条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金 万円とする。

(最初の事業年度)

第33条 当社の第1期の事業年度は、当社成立の日から平成 年 月 日までとする。

(発起人)

第34条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

発起人の氏名又は名称及び住所は定款の絶対的記載事項であり、定められているかを確認。

法27条5号

県 市 町 丁目 番 号 法 務 八 郎  
普 通 株 式 株  
県 市 町 丁目 番 号 株 式 会 社 法 務 商 会  
普 通 株 式 株

「発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数」、「設立時発行済株式と引換えに払い込む金銭の額」が定められていなければ、発起人決定書に全員の同意があることを確認。「成立後の資本金及び資本準備金の額に関する事項」は資本準備金を計上する場合に定める必要があり、この事項を定めない場合は出資された財産の額がそのまま資本金になる(法445条1項)。

法32条1項各号

現物出資による場合は、現物出資をする者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の種類及び数が記載されているか確認。

法28条1号

以上、ABC商事株式会社の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

法26条1項

平成 年 月 日

発起人 法務八郎

発起人 株式会社法務商会

代表取締役 法務九郎

印

印

発起人(発起人が法人であるときはその代表者)の署名又は記名押印がされているか確認。作成代理の場合は作成代理人の署名又は記名押印を確認。

発起人が法人の場合、申請に係る会社設立の発起行為が明らかに会社の目的の範囲外のもの認められない限り、登記申請は受理される(昭52.8.15民四第4079号法務省民事局第四課長回答(資料7))。もっとも、会社が他の会社の発起人となっている定款を認証する場合には、公証人において、他の会社の発起人となるのが当該会社の目的の範囲内であることを確認した上、認証すべきであるとされている(昭35.6.9民事甲第1422号法務省民事局長回答(資料8))。法人格のない組合(民法上の組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合)については株式会社の発起人になることはできないが、組合員個人が発起人となることは差し支えなく、組合の肩書きを付した組合員個人の氏名が発起人として定款に記載されている場合であっても、発起人は飽くまで当該組合員個人であり、当該肩書きは無益的な余事記載と解する余地もあるため、そのことをもって登記の申請を却下するのは相当ではない(「商業登記ハンドブック」第3版72ページ)。

公証人

認証文

法30条1項, 公証人法62条ノ2

公証人の認証を確認。認証した公証人が本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局所属の公証人であることを確認。定款は公証人の作成した謄本であっても差し支えない。

# 電子定款の検証方法について

書面申請(電磁的記録媒体(CD-R等)添付した場合)

システム端末以外のパソコンで  
ウイルスチェック

システム端末オンライン申請システム画面で有効性確認(従来どおり、検証用パソコンでの確認も可)

平成23年11月29日付け法務省民事  
局総務課登記情報センター室事務連絡

検証成功。利用できる電子証明書が付されていれば、証明内容及び定款をプリントアウトして、申請書に合綴(作成名義と署名者を確認)。

CD-R等にダウンロード。電磁的記録媒体と同様に検証用PCで検証する。

オンライン申請

オンラインシステムが検証

認証者又は作成者の署名未付与

検証成功。利用できる電子証明書が確認(作成名義と署名者を確認)。

オンライン申請で利用できる電子証明書

認証者 指定公証人電子証明書

作成者 規則102条5項2号

電子認証登記所の電子証明書

公的個人認証サービス電子証明書

セコムパスポートforG-ID(セコムトラストシステムズ(株))

e-Probatio Ps2 サービス((株)エヌ・ティ・ティネオメイト) 氏名及び住所を確認できるものに限る。

TDB 電子認証サービス TypeA((株)帝国データバンク) 氏名及び住所を確認できるものに限る。

CTI電子入札・申請届出対応電子認証サービス((株)中電シーティーアイ中部認証センター)。

司法書士認証サービス(日本司法書士連合会)  
ビジネス認証サービスタイプ1(日本商工会議所) 1-E及び1-G使用可

(平成28年1月1日現在)

電磁的記録媒体に利用できる電子証明書

認証者 指定公証人電子証明書

作成者 商登規36条4項2号イ、ロ、ハ

電子認証登記所の電子証明書(商登規36条4項2号イ、同項1号イ)

公的個人認証サービス電子証明書(商登規36条4項2号イ、同項1号ロ)

セコムパスポートforG-ID(セコムトラストシステムズ(株)) (商登規36条4項2号ハ、平24.2.15法務省告示54号)

ビジネス認証サービスタイプ1(日本商工会議所) 1-E及び1-G使用可(と同じ)

CTI電子入札・申請届出対応電子認証サービス((株)中電シーティーアイ中部認証センター)(と同じ)

司法書士認証サービス(日本司法書士連合会)(と同じ)。

MJS電子証明書サービス((株)ミロク情報サービス)(と同じ。ただし、下記(注))

e-Probatio Ps2 サービス((株)エヌ・ティ・ティネオメイト)(と同じ。平26.11.25法務省告示509号) 氏名及び住所を確認できるものに限る。

TDB 電子認証サービス TypeA((株)帝国データバンク)(と同じ。平27.3.27法務省告示186号) 氏名及び住所を確認できるものに限る。

(平成28年1月1日現在)

株式会社の電子定款に利用できる電子証明

電子認証登記所の電子証明書

公的個人認証サービス電子証明書

セコムパスポートforG-ID(セコムトラストシステムズ(株))

e-Probatio Ps2 サービス((株)エヌ・ティ・ティネオメイト) (指定公証人の行う電磁的記録の事務に関する省令9条1項,2項)

例えば...オンライン申請の電子定款+MJS電子証明書サービスの電子証明書

公証人法62条ノ7,3項,4項

検証失敗。又は、利用できない電子証明書が付されている。

書面による同一の情報の提供

(注) の「CTI電子入札・申請届出対応電子認証サービス」の電子証明書については平成25年7月31日に、の「司法書士認証サービス」の電子証明書については平成24年8月4日に、の「ビジネス認証サービスタイプ1-E(一般行政手続用電子証明書)」及び「ビジネス認証サービスタイプ1-G(行政書士用電子証明書)」の電子証明書については平成25年1月26日に全て失効していますが、添付書面情報を作成し、電子署名を行った時点で有効な電子証明書であれば、当該添付書面情報と併せて送信することができます。



## 設立時発行株式に関する発起人同意書

商登法47条3項

発起人全員の同意がされているかを確認

法32条1項各号

本日発起人全員の同意をもって、会社が設立の際に発行する株式に関する事項を次のように定める。

- 1 発起人法務八郎が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額  
A B C 商事株式会社 普通株式 株  
株式と引換えに払い込む金額 金 円
- 1 発起人株式会社法務商会在が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額  
A B C 商事株式会社 普通株式 株  
株式と引換えに払い込む金額 金 円

上記事項を証するため、発起人全員記名押印（又は署名）する。

平成 年 月 日

A B C 商事株式会社

県 市 町 丁目 番 号

発 起 人 法 務 八 郎

印

県 市 町 丁目 番 号

発 起 人 株 式 会 社 法 務 商 会

代表取締役法務九郎

印

払込みを証する書面の  
払込日以前かを確認。

定款に定められている発起人全員の氏名と  
一致を確認。

～ 1株の払込金額は1円未満でもいいの？～

各株式引受人は1円の払込みをすることもなく株主となることはできませんが、各株式引受人が1円以上払い込むのであれば、払込みをする金額として、1株当たりの払込み金額を50銭と定めることも可能です。ただし、1円以上の払込みが必要なので、各株式引受人が2株ずつ引き受けなければなりません(民事月報Vol. 61号外「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて(解説編)」239ページ)。

資本金又は資本準備金の額が定款に定められていない場合に要する。資本準備金を計上しない場合は添付不要。

同意書

商登法47条3項

本日発起人全員の同意をもって、資本金の額を次のように定める。

法445条1項

発起人全員の同意がされているかを確認。

登記すべき事項記載の資本金の額との一致を確認。資本準備金の額が定められているときは、払込みを受けた金額の2分の1を超えないことを確認。

- 1 資本金の額 金 円
- 1 資本準備金の額 金 円

法32条1項, 445条2項

上記事項を証するため、発起人全員記名押印（又は署名）する。

平成 年 月 日

A B C 商事株式会社

県 市 町 丁目 番号

発 起 人 法 務 八 郎



県 市 町 丁目 番号

発 起 人 株式会社法務商会

代表取締役 法務九郎



定款に定められている発起人全員の氏名との一致を確認。

設立時役員，会計監査人，本店所在場所等が定款に定められていない場合に要する。

商登法47条3項

## 設立時取締役，設立時監査役選任及び本店所在場所決議書

平成 年 月 日 A B C 商事株式会社創立事務所において発起人全員出席しその全員の一致の決議により次のように設立時取締役，設立時監査役及び本店所在場所を次のとおり選任，決定した。

発起人の議決権(1株1議決権。1単元1株式。ただし，取締役等の選任について議決権を有しないとされた種類株式については，議決権を有しない。)の過半数の同意があるかを確認。

法40条

設立時取締役 法務太郎，法務一郎，法務次郎  
設立時監査役 法務花子

登記すべき事項記載の取締役，監査役の氏名との一致を確認。

定款で設立時役員等を定めた場合であっても，発起人の議決権の過半数をもって，解任することは可能。また，定款に定められている員数を超えない限り，発起人の決定により設立時役員等を追加選任することも可能。この場合，定款再作成や定款変更の手續を要しない。

法38条～45条

本店 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

登記すべき事項に記載の本店との一致を確認。

会社法においては本店の所在場所の決定等は，定款に別段の定めがない限り，発起人の議決権の過半数による。

会社法上の規定はない。平18.3.31民商第782号法務省民事局長通達第二部第一の一の(9) (資料9)

上記決定事項を証するため，発起人の全員(又は出席した発起人)は，次のとおり記名押印(又は署名)する。

平成 年 月 日

設立時役員等が定款に定められていない本件の場合には，出資の履行完了後の日付か確認。

法38条1項，2項

A B C 商事株式会社

発起人 法務 八郎 (印)

発起人 株式会社法務商会  
代表取締役 法務九郎 (印)

定款に定められている発起人全員の氏名との一致を確認。

取締役会設置会社において設立時代表取締役が定款に定められていない場合に要する。

### 設立時代表取締役選定決議書

商登法47条2項7号

平成 年 月 日 A B C 商事株式会社創立事務所において設立時取締役全員が出席し（又は過半数の設立時取締役が出席し）その全員の一致の決議により次のとおり設立時代表取締役を選定した。なお、被選定者は即時その就任を承諾した。

設立時取締役の過半数の同意がされているか確認。

法47条3項

席上就任承諾した旨が記載されている場合には、別途就任承諾書は不要。ただし、市区町村提出印鑑が押印され、当該印鑑証明書の添付を要する。

商登規61条2項

設立時代表取締役 法務太郎

登記すべき事項記載の代表取締役の氏名との一致を確認。

上記設立時代表取締役の選定を証するため、設立時取締役の全員（又は出席した設立時取締役）は、次のとおり記名押印する。

平成 年 月 日

設立時取締役が就任（選任及び就任承諾）した後の日付か確認。

A B C 商事株式会社

出席設立時取締役 法務 太郎 (印)

同 法務 一郎 (印)

同 法務 次郎 (印)

登記すべき事項記載の取締役の氏名との一致を確認。

定款に設立時取締役を定め、取締役である当該発起人が記名・押印又は署名している場合(取締役会非設置会社は押印印鑑が市区町村提出印鑑の場合に限る。)は定款を援用可能(就任承諾書添付省略可能。昭39.8.22民事甲第2875号法務省民事局長回答(資料10))。

### 就任承諾書

商登法47条2項10号

私は、平成 年 月 日、貴社の設立時取締役に選任されたので、その就任を承諾します。

就任を承諾した旨の文言を確認。

資格名(設立時取締役。取締役でも受理可能。)が正しいかを確認。

平成 年 月 日

東京都千代田区九段南1丁目1番1号

法務太郎

印

A B C 商事株式会社 御中

宛名が設立登記申請の会社となっているか確認。

登記すべき事項記載の取締役の氏名との一致を確認。

取締役会非設置会社の場合は、設立時取締役の押印印鑑につき添付された市区町村印鑑証明書との照合を要する。

取締役会設置会社の場合は、印鑑を提出する代表取締役以外の取締役に、本人確認証明書の氏名及び住所と同一かを確認。

商登規61条2項,5項

## 証 明 書

当社の設立時発行株式については以下のとおり、全額の払込みがあったことを証明します。

定款又は発起人の同意書に記載された、  
発起人の引受株式数との一致を確認。

発行株式数  
払込みを受けた金額

株  
金 万円

定款又は発起人の同意書に記載された1株当たりの払込金額×発行株式数の金額になっているか、また、その金額が定款に記載された設立に際して出資される財産の価額又はその最低額以上となっているかを確認。

預金通帳の写し等に記載された入金金額の合計額以内の額となっているか、資本金の額の計上に関する証明書の「払込みを受けた金銭の額」と一致しているかを確認。

平成 年 月 日

通帳記載の払込日以後の日付  
となっているか確認。

A B C 商事株式会社  
設立時代表取締役 法 務 太 郎

この書面は、申請会社の設立時代表取締役が作成を行うこととなる(平18.3.31民商第782号法務省民事局長通達第二部第一の二の(3)(資料9))。

契  
印

平18.3.31民商第782号法務省民事局長通達第二部第一の二の(3)(資料9)では、払込みがあったことを証する書面とは、「代表取締役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証明する書面に、払込取扱機関における口座の預金通帳の写しを合てつしたもの」とされている。

よって、この書面の次ページに添付される預金通帳の写しと会社代表印によって契印がされていることを確認する。

何を審査するのか...

登記申請の審査において確認すべきことは

口座名義人(発起人の口座であること。ただし、発起人からの委任状が添付されていれば、口座名義人が設立時代表取締役でも可(民事月報Vol. 61号外「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」(解説編)237ページ))。

取扱金融機関名(会社法で定められた金融機関であること)

払込日(定款作成日以降、又は発起人の同意書作成日付以降であること)

払込金額(1株当たりの払込金額×発行株式数以上の金額であること)

の4項目である。この4項目の記載があれば、当座勘定照合票、銀行発行の取引明細書、払込金引受証明書あるいは取引状況に関するインターネットの画面をプリントアウトしたものでよい。

預金通帳の写しを添付する場合には、通常、下記の3か所の写しが添付される。

### 《 預金通帳の表紙》

総合口座通帳

店番      口座番号

法務 八郎 様

銀行

発起人名義(又は、発起人からの委任状があれば設立時代表取締役でも可)の口座かを確認。口座の種類については問わない。

払込みは法34条2項に定める銀行等に行わなければならない。銀行等とは、銀行法第2条に規定する内閣総理大臣の免許を受けた銀行等であるが、これらについては金融庁のホームページにおいて確認できる。

### 《 預金通帳の表紙裏の口座情報》

おなまえ      ホウム ハチロウ 様

店番	お客様番号	口座番号
xxx	xxxxxxx	xxxxxxx

発行日 \_\_\_\_\_

銀行

取扱店      \_\_\_\_\_ 支店

通帳の表紙から口座名義人及び金融機関名が確認できれば、このページは不要。

### 《 預金通帳の入金に関する記載があるページ》

普通預金(兼お借入明細)

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
- 6-21	繰越			¥100,000
- 6-23			2,000,000	*
- 6-25	振込入金	ホウムハナコ	3,000,000	¥5,100,000*

入金日と入金額を確認する。入出金が繰り返され、通帳の残高が発起人が設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額に満たない場合でも可。

振込人名については審査を要しない。

設立に際して出資される財産に金銭以外の財産がある場合に添付を要する。金銭のみ  
の出資の場合は不要(平19.1.17民商第91号法務省民事局長通達)。(資料11)

計算規則43条,商登規61条5項

### 資本金の額の計上に関する証明書

会社計算規則は平成21年4月1日に改正され、従前は74条だったものが、現行法では43条となった。必ず条文を確認!

払込みを受けた金銭の額(会社計算規則第43条第1項第1号)

金 円

給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額(会社計算規則第43条第1項第2号)(注1)

金 円

資本金等増加限度額( + )

金 円

資本準備金計上額

金 円

資本金計上額

定款,又は発起人全員の同意書において資本準備金に計上することを定めた場合,この記載がされているかを確認。

金 円

資本金の額 円は,会社法第445条及び会社計算規則第43条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

証明文言を確認。

払込み及び給付を受けた以後の日付となっているか確認。

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

A B C 商事株式会社

代表取締役 法務 太郎

平18.3.31民商第782号法務省民事局長通達第二部第一の二の(3)(資料9)では,設立時代表取締役の作成に係る証明書とされているので,作成者の氏名が設立時代表取締役であるかを確認。



定款に変態設立事項が記載されている場合には添付されているか確認。金銭のみの出資の場合は不要。

## 調査報告書

商登法47条2項3号イ

平成 年 月 日 A B C 商事株式会社（設立中）の取締役及び監査役に選任されたので、会社法第46条の規定に基づいて調査をした。その結果は次のとおりである。

法46条1項

設立時取締役及び監査役の調査事項は次の1号～4号に記載したとおりである。

### 調査事項

1 定款に記載された現物出資財産の価額に関する事項（会社法第33条第10項第1号及び第2号に該当する事項）

定款に定めた、現物出資をする者は発起人 であり、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対し割り当てる設立時発行株式の種類及び数は下記のとおりである。

（注）定款に記載された現物出資に係る財産（下記イ及びロ）の価額の総額が500万円以下の場合。

- イ 何県何市何町何番地何の 宅地 m<sup>2</sup>  
定款に記載された価額 金 円  
これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 株
- ロ 何株式会社普通株式 株  
価額 金 円  
これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 株

1号

検査役調査不要の現物出資につき定款に記載された価額が相当であることを調査する。

上記イについては、時価金 円と見積もられるべきところ、定款に記載した評価価格はその約4分の3の金 円であり、これに対し割り当てる設立時発行株式の数は 株であることから、当該定款の定めは正当なものと認める。

上記ロにつき、当該有価証券の価格は、時価 円以上であり、当該定款の定める価格は相当であることを認める。

（注）下記ハの価格について、弁護士等の証明を受けた場合です。

- ハ 何県何市何町何番地何の 宅地 m<sup>2</sup>  
定款に記載された価額 金 円  
これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 株

2号

弁護士等の証明を受けることによる免除の場合は弁護士等の証明が相当であることを調査する。

会社法第33条第10項第3号の規定に基づく弁護士の証明書及び不動産鑑定士の鑑定評価書を受領しており、これを調査した結果、正当であることを認める。

2 発起人 の引受けにかかる 株について、平成 年 月 日現物出資の目的たる財産の給付があったことは、別紙財産引継書により認める。

3 平成 年 月 日までに払込みが完了していることは株式会社 銀行の払込金受入証明書により認める。

3号

発起人による出資の履行が完了していることを調査する。

4 上記事項以外の設立に関する手続が法令又は定款に違反していないことを認める。

上記のとおり会社法の規定に従い報告する。

4号

1号から3号に掲げる事項のほか、会社の設立手続が法令・定款に違反していないことを調査する。

平成 年 月 日

A B C 商事株式会社

設立時取締役 法務 太郎 (印)

同 法務 一郎 (印)

同 法務 次郎 (印)

設立時監査役 法務 花子 (印)

登記すべき事項に記載の取締役、監査役の氏名との一致を確認。

監査役設置会社(法2条9号)の設立時監査役は、調査権限がある。それ以外の設立時監査役(定款で監査の範囲を会計に関するものに限定されている者)及び設立時会計参与・設立時会計監査人は、調査権限がない。

# 財 産 引 継 書

商登法47条2項3号イ

現物出資の目的たる財産の表示

イ 何県何市何町何番地何の 宅地 m<sup>2</sup>  
定款に記載された価額 金 円

ロ 何株式会社普通株式 株  
価額 金 円

定款及び調査報告書に記載された財産の表示との一致を確認。

以上、私所有の上記財産を現物出資として給付します。

県 市 町 丁目 番 号

発 起 人 法 務 八 郎



平成 年 月 日

A B C 商事株式会社

設立時代表取締役 法務太郎 殿

定款、調査報告書に記載された現物出資をする発起人の氏名との一致を確認。

委任状

商登法18条

東京都千代田区九段北一丁目1番1号

東京書士

受任者が申請書記載の申請代理人と一致しているかを確認。受任者が法人の場合には、法人の代表者の権限を証する書面(法人の登記事項証明書)により代表権限を確認。なお、代理人の資格証明書については、原則として当該法人の登記事項証明書の添付を要するが、申請書に会社法人等番号が記載されていれば、添付を省略することができる(商登規36条の3)。

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

1 当会社設立登記を申請する一切の件

1 原本還付の請求及び受領の件

原本還付を行う場合には、その権限を証する書面が必要なので、この記載がされているかを確認。

還付書類の謄本については、次の2点について要注意！

「原本と相違ない」旨が記載されていること(商登規49条2項)

謄本に「原本還付」の旨の記載と登記官の押印があること(商登規49条3項)

なお、原本還付の権限を委任している場合でも、申請人本人が原本還付を請求できると考えられるので、申請人名で原本と相違ない旨の記載があっても差し支えない。

平成 年 月 日

設立に係る全ての事項が確定した日から登記申請日までの日となっているか確認。

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

A B C 商事株式会社

代表取締役 法務 太郎

印

申請書及び登記すべき事項に記載の代表者であり、印鑑届提出者であることを確認。印鑑届書押印印鑑と照合。



商登準則46条1項

# 印鑑（改印）届書

商登法20条, 商登規9条

太枠の中に書いてください。

申請書記載の商号との一致を確認。

<p>(注1) (届出印は鮮明に押印してください。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  <p>(提出する印鑑)</p> </div> <p>印鑑カードは引き継がない。 印鑑カードを引き継ぐ。 印鑑カード番号 _____</p>		商号・名称	A B C 商事株式会社				
		本店・主たる事務所	東京都千代田区九段南一丁目9番15号				
		印鑑提出者	資格	代表取締役・取締役・代表理事・理事・(申請書・委任状記載の代表者の氏名との一致を確認。)			
			氏名	法務太郎			
		生年月日	明・大・(明)・平・西暦	年	月	日生	
		会社法人等番号	添付されている市区町村発行印鑑証明書生年月日との一致を確認。				
<p>(注2) 前任者 _____</p> <p>届出人(注3) 印鑑提出者本人 代理人</p>		<p>(注3)の印 添付されている市区町村発行印鑑証明書印鑑と照合。</p>					
住所	東京都千代田区九段南一丁目1番1号						
フリガナ							
氏名	法務太郎						
<p>(市区町村登録印)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  </div>							

外国人の代表者については、申請書又は委任状に署名すれば足りるので(外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律1条)登記所に印鑑を提出する必要はない。この場合、申請書又は委任状の署名については、それが本人のものであることの本国官憲の証明が必要

平成 年 月 日

数人の代表取締役が同一の印鑑を押捺して作成した印鑑届を添付してなされた設立の登記申請は、商登法20条の規定による印鑑の提出がないものとして、却下するのが相当である。

区町村に  
録した印鑑

。(注4)

- (注1) 印鑑の大きさは、辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものでなければなりません。
- (注2) 印鑑カードを前任者から引き継ぐことができます。該当するにレ印をつけ、カードを引き継いだ場合には、その印鑑カードの番号・前任者の氏名を記載してください。
- (注3) 本人が届け出るときは、本人の住所・氏名を記載し、市区町村に登録済みの印鑑を押印してください。代理人が届け出るときは、代理人の住所・氏名を記載、押印(認印で可)し、委任状に
- (注4) 所要事項を記載し、本人が市区町村に登録済みの印鑑を押印してください。

本人の印鑑証明書を添付してください。登記申請書に添付した印鑑証明書を援用する場合は、にレ印をつけてください。

印鑑処理年月日				
印鑑処理番号	受	付	調	査
	入	力	校	合

(乙号・8)